

# 財 政 推 計

## 財政計画（素案）補足資料

### 1 基本的な考え方

- ・この財政推計は、合併建設計画を作成する上での参考資料とするものです。
- ・財政推計とは、東近江市1市4町合併協議会において作成された「新市まちづくり計画」に追加される額を積算したものです。
- ・積算にあたっては、歳入・歳出それぞれ各科目ごとに現況及び過去の実績を考慮しながら、積算基本根拠に基づき作成しています。
- ・積算基本根拠は、今後の社会情勢の変化や国・県の動向など不確定要素が多いことから、推計結果と将来の財政状況に格差が生じる場合があります。
- ・積算にあたっては、各事務事業の調整が未了であるため、数値は推計値を使用し、今後、事務事業調整後、数値が大きく変わる場合は変更するものとします。
- ・また、積算値は、財政推計を作成する上での仮定であり、今後の協議会の調整を束縛するものではありません。

### 2 積算方法

#### (1) 基本事項

- ・合併建設計画における財政計画は11年間ですが、合併年度を含む15年間で推計期間としています。

#### (2) 積算基本根拠

- ・財政推計は、普通会計を対象として作成しています。
- ・国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を参考に将来人口を設定し、必要科目に反映しています。
- ・歳入・歳出それぞれの科目については、別表に基づき設定しています。
- ・上記の科目設定に基づき、単独推計(能登川町および蒲生町の現況を合算し推計した将来収支見込)を基に、東近江市財政計画に追加される財政推計を作成しています。

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会

## 合併による財政影響額

### 市税の増加

法人市民税（法人税割）について、税率が変わることにより市税が増加します。

調整方針

東近江市 14.70%(資本金1億円以上等)それ以外13.70%

能登川町 13.50%

蒲生町 14.00%

影響額試算

年間 約3,100万円の増 (但し、景気等で変動します)

### 使用料の減少

使用料のうち、影響の大きいと思われる保育料については、東近江市では、概ね国の基準の80%としていることから、減少します。

調整方針

合併時は現行のとおり。平成18年度から東近江市の保育料に統一。

影響額試算

年間 約1,200万円の減 (平成14年度の国の基準に基づく)

### 扶助費の増加

市制への移行に伴い、2町分の生活保護費等の事務が県から移譲されますので、大きく増加します。また、高齢者福祉、障害者福祉、福祉医療など東近江市への制度に統一されることから、各項目についての増減を反映しています。

扶助費全体・・・年間 1億1,000万円の増

生活保護費・・・年間 1億2,500万円の増

高齢者福祉・・・年間 270万円の増

障害者福祉・・・年間 1,630万円の増

福祉医療・・・年間 3,280万円の減 等

### 物件費の削減

合併当初は、電算システムの統合等臨時的な経費が支出されますが、行政運営の効率化により削減できると見込んでいます。

影響額試算

年間 約3,300万円削減

### 人件費の削減

合併と同時に、能登川町、蒲生町における町長等特別職の失職や議員数の減を見込んでいます。また、効率的な行政運営を図ることができることから職員数についても削減効果が期待できます。

影響額試算

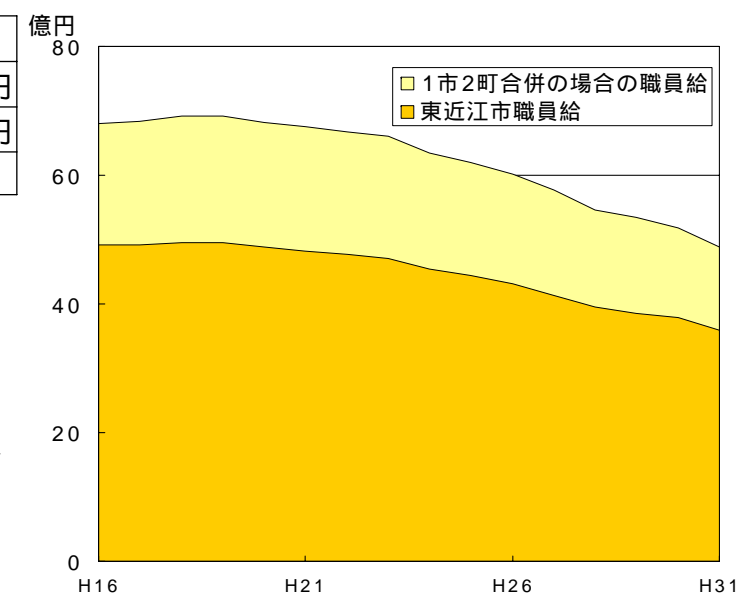
	合併前	合併後	削減額
特別職	12人	4人	年間7.8千万円
議員	52人	34人	年間3.8千万円
職員数	1067人	873人	-

合併後の職員数は平成31年度の目標人数です。

職員数及び職員給

東近江市と人口規模が同程度の自治体の職員数を参考に目標を設定しています。

職員給の影響額については、東近江市(1市4町)の職員についても削減途中心となりますが、1市2町の合併により、より多く削減できると見込まれます。

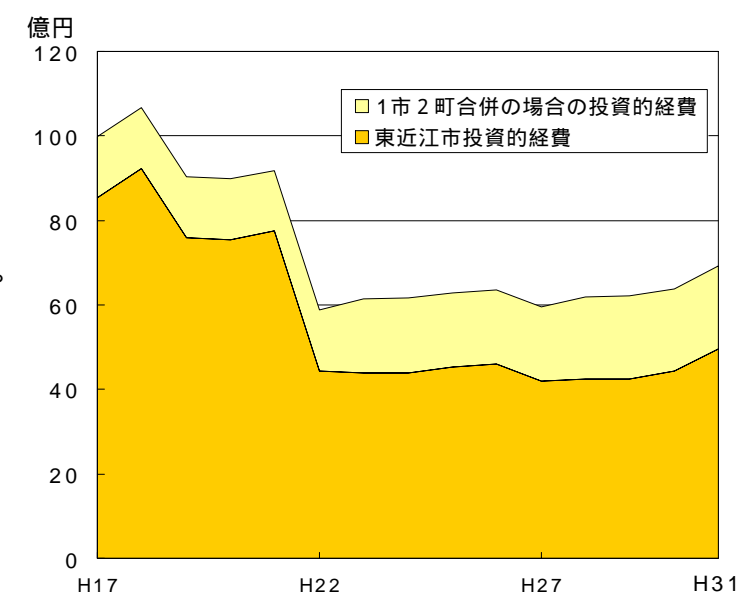


### 投資的経費の推移

道路や施設等の建設費である投資的経費については、合併特例債を活用し、合併建設計画にもとづく新たなまちづくり事業が可能となります。

東近江市(1市4町合併)における「新市まちづくり計画」と併せて、一体性の確保や均衡ある発展の実現に向けて実施いたします。

合併特例債事業は、合併後10年間に限り実施可能で、対象事業費のうち95%分の借入が可能で、その償還金の70%が普通交付税として毎年交付されます。



## 別表

## 積算基本根拠(歳入)

科 目	設 定 方 法		備 考	
	財 政 推 計	単 独 推 計		
地 方 税	市町民税			
	個人市町民税(均等割)	・各年の納税義務者数 × 3,000円	・各年の納税義務者数 × 3,000円	
	個人市町民税(所得割)	・平成12～16年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を平成12年国調の生産年齢人口(15～64歳)で割った数値に、各年の生産年齢人口を乗じて推計。	・同左	
	法人市町民税	・平成12～16年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定。	・同左	
	固定資産税	・平成12～16年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定。	・同左	特別土地保有税は、軽自動車税・たばこ税の欄に含んでいます。ただし、特別土地保有税は平成15年度以降除外しています。
	軽自動車税・たばこ税			
	入湯税			
都市計画税				
地方譲与税	・平成15～16年度決算・決算見込み額の2ヵ年平均額を固定。 ただし、所得譲与税は三位一体の改革を勘案し推計。	・同左		
各種交付金等	・平成12～16年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定。 ただし、利子割交付金は平成15～16年度決算・決算見込額の2ヵ年平均額を固定。 また、配当割り交付金、株式等譲渡交付金は平成16年度決算見込額を固定。	・同左	利子割交付金 (31百万円) 配当割交付金 (2百万円) 株式等譲渡所得割交付金 (1百万円) 地方消費税交付金 (270百万円) ゴルフ場利用税交付金 (36百万円) 自動車取得税交付金 (91百万円) 地方特例交付金 (177百万円) 交通安全対策特別交付金 (5百万円) カッコ内は平成17年度以降の内訳。	
地 方 交 付 税	普通交付税			
	通常分	・平成17～31年度までは合併算定替に基づき推計。 ・平成17～27年度までは各年度の単独推計額を計上し、平成28～31年度までは、本来の普通交付税額(一本算定)まで通減する。 ・各年度2町分の市制移行に伴う生活保護費算入額を増額。	・平成16年度算定額をベースに、人口推計等を基に算出。 ・臨時財政対策債は、平成17年度以降普通交付税として取り扱う。 ・三位一体の改革による削減額を考慮し算出。	
	臨時財政対策債償還分	・平成13～16年度借入分の臨時財政対策債の償還金に係る普通交付税措置額を推計。	・同左	
	合併特例債償還分	・合併特例債の償還条件に基づく各年の元利償還金の70%を普通交付税に増額。		
	合併補正	・合併直後の臨時的経費に対して交付される。 1)平成18～21年度 毎年132,005千円 2)平成22年度167,993千円		
	特別交付税			
通常分	・平成12～16年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を基に、制度改正による削減を考慮し、普通交付税の削減率と同様に削減されるとして推計。	・同左		
包括的支援分	・合併を機に行われる新たなまちづくりの財政需要に的確に対応するため交付される包括的な財政措置。 1)平成18年度 111,099千円 2)平成19年度66,659千円 3)平成19年度44,440千円			

科 目	設 定 方 法		備 考	
	財 政 推 計	単 独 推 計		
国庫支出金	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成12～16年度決算・決算見込額を基準に推計。</li> <li>普通建設事業および生活保護費以外の部分は、年率2.0%ずつ削減(平成26年度まで削減し、平成27年度以降は平成26年度数値を固定)。</li> <li>普通建設事業分は事業費に合わせて変動。</li> <li>生活保護費分は、生活保護費に係る扶助費の4分の3が交付されるとして推計。</li> </ul>	・同左		
県支出金				
通常分	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成12～16年度決算・決算見込額を基準に推計。</li> <li>普通建設事業費以外の部分は、年率2.0%ずつ削減(平成26年度まで削減し、平成27年度以降は平成26年度数値を固定)。</li> <li>普通建設事業分は事業費に合わせて変動。</li> </ul>	・同左		
合併支援特例交付金分	<ul style="list-style-type: none"> <li>滋賀県市町村合併支援特例交付金(平成17～21年度) 総額100,000千円 5年間均等 20,000千円</li> </ul>			
分担金・負担金	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成12～16年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定。</li> </ul>	・同左		
使用料・手数料				
財産収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成12～16年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額に合併特例債に係る新市まちづくり基金(仮称)の運用益を加え計上。</li> </ul>	・平成12～16年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定。		
寄附金	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成12～16年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定。</li> </ul>	・同左		
繰入金	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度間の財源調整のため、必要年度に所要額を繰り入れる。</li> </ul>	・除外する		
繰越金	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度収支差額を計上。</li> </ul>	・除外する		
諸収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成12～16年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定。</li> </ul>	・同左		
地方債	通常分	<ul style="list-style-type: none"> <li>各年の普通建設事業費の財源として見込んだ額を計上。</li> <li>減税補てん債については平成15年度許可額を平成16年度以降固定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成12～16年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定。</li> <li>減税補てん債については平成15年度許可額を平成16年度以降固定。</li> </ul>	償還条件は、金利2.0%、償還期間20年(措置3年)、元利均等償還とする。
	合併特例債分	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併特例債対象事業費の95%を起債とする。 上限額 建設分:約219.2億円 基金分:約6.4億円</li> </ul>		償還条件は、金利2.0%、償還期間15年(措置3年)、元利均等償還とする。

財政影響額積算根拠(歳出)

科 目	設 定 方 法		備 考
	財 政 推 計	単 独 推 計	
人 件 費	議員報酬手当	・議員定数は、法定上限定数の34人として推計。 東近江市議員定数24人に対して、10人増員	・平成12～16年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定。 ・ただし、能登川町においては平成16年度の定数削減を考慮し推計。
	委員等報酬	・農業委員会を除く2町の行政委員会は全員失職するとして削減。 ・農業委員会は、定数まで減少すると仮定して削減。 ・農業委員会の定数は選挙委員35人、選任委員11人として推計。 ・その他の委員等については、個別推計値で固定。	・平成12～16年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定。
	特別職給与	・2町の特別職は、合併と同時に失職することから削減。	・平成12～16年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定。
	職員給	・類似団体を参考に、1,067人(平成16年4月)から、平成32年度までの15年間で200人程度削減することを目標とする。 ・平成14年度決算額を基礎とし、東近江市(1市4町)合併による削減額も考慮し影響額を積算し推計。 ・定期昇給分として各年1.5%の伸びを見込む。	・平成12～16年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定。
	共済組合等負担金	・2町の議員、特別職分については削減し、増員される議員分について所要額を増額。 ・職員分については職員削減を考慮し影響額を積算し推計。 ・負担金単価は平成14年度決算における八日市市の単価を用いて推計。	・平成12～16年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定。
	退職金 (退職手当組合負担金)	・2町については、合併後滋賀県市町村退職手当組合から脱退する。 ・各年度の退職者数に、平均退職金を乗じて退職手当の影響額を積算し推計。	・2町は、滋賀県市町村職員退職手当組合に加入していることから、平成12～16年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定。
	その他	・平成12～16年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定。	・同左
物件費	・類似団体における人口一人当たりの歳出額を参考に影響額を積算し推計。 ・合併後の臨時的経費については、特別交付税、県支出金において臨時的に措置される総額と同額が支出されるとして推計。	・平成12～16年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を平成12年国勢調査人口で割った人口一人当たりの額に各年の推計人口を乗じて推計。	
維持補修費	・平成12～16年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定。	・同左	
扶助費	・平成16年度決算見込額を平成16年推計人口で割った人口一人当たり決算額に各年の推計人口を乗じて推計。 ・事務事業調整による影響額についても試算し、また、生活保護費分として、2町の平成15年度実績を基に推計し上乘せする。	・平成16年度決算見込額を平成16年推計人口で割った人口一人当たり決算額に各年の推計人口を乗じて推計。	
補助費等	・平成12～16年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定。 ・ただし、一部事務組合分については、将来の所要の額を見込む。	・同左	

科 目	設 定 方 法		備 考
	財 政 推 計	単 独 推 計	
投資的経費			
通常分	・ 合併建設計画に基づく主要な経費及びその他の普通建設事業を見込む。	・ 平成12～16年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定。	
合併特例債事業分	・ 合併建設計画に基づき、必要年度に対象事業経費を計上。		標準全体事業費 180億円×(合併後人口114,395人÷10万人×0.000+1.000)×(増加人口70,044人÷1万人×0.083+1.250×1.714-東近江市合併分 33,423,395千円=23,077,884千円
公債費			
通常分	・ 平成15年度以前起債分は、各市町の償還計画に基づく額。 ・ 平成16年度以降起債分は、歳入の地方債の額の償還額を推計。	・ 同左	
合併特例債分	・ 合併特例債の償還計画に基づく額。		
積立金	・ 各年度の剰余額を積み立てる。 ・ 合併特例債を活用した新市まちづくり基金(仮称)造成分として、平成18年度に一括して674,620千円を積み立てる。	・ 平成17年度以降当該年度の収支にかかわらず積み立ては行わない。	標準基金規模 3億円×(合併市町村数7)+(1万人×増加人口70,044人)+(5千円×合併後人口114,395人)= 3,372,415千円 ×1.5倍=5,058,623千円>40億円上限 東近江市(1市4町合併)=3,325,380千円 4,000,000- =674,620千円
投資・出資・貸付金	・ 平成12～16年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定。	・ 同左	
繰出金	・ 平成12～16年度決算見込の5ヵ年平均額を基に平成12年国調人口一人当たり決算額(老人福祉費分については、65歳以上推計人口)に各年の推計人口を乗じて推計。	・ 同左	







## 用語の解説

### 歳入

#### 地方税

地方税には、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税の普通税と、入湯税、都市計画税の目的税があります。

#### (普通税)

市町村民税は、個人と法人に区分され、均等割と所得割(法人税割)によって課税されます。固定資産税は、土地、家屋、償却資産に区分され課税されます。軽自動車税は、軽自動車や原動機付自転車などに課税されます。たばこ税は、市町内で消費されるたばこの消費量に合わせて課税されます。

#### (目的税)

入湯税は、観光の振興のための費用にあてるために設けられた目的税で、鉱泉浴場の入湯行為に対して課税されます。都市計画税は、都市計画事業等のための費用にあてるために設けられた目的税で、都市計画区域内の土地および家屋の所有者に対して課税されます。

#### 地方譲与税

国が徴収し、地方公共団体に対して譲与する税。所得譲与税、地方道路譲与税、自動車重量譲与税などがあります。

#### 各種交付金等

各種交付金等には、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金があります。

利子割交付金・・・利子所得に対する20%の利子税が、国15%、県5%の割合で按分され、県配分額から事務費を除いた5分の3が市町村に交付されます。

配当割交付金・・・県民税である配当割から事務費を除いた3分の2が市町村に交付されます。

株式等譲渡所得割交付金・・・県民税である株式等譲渡所得割から事務費を除いた3分の2が市町村に交付されます。

地方消費税交付金・・・消費税5%のうち1%が地方消費税で都道府県が課税し、その50%が人口と、市町村内の従業員数で按分され交付されます。

ゴルフ場利用税交付金・・・ゴルフ場の規模、利用料金等を基準として課税され、利用税の70%はゴルフ場が所在する市町村に交付されます。

自動車取得税交付金・・・自動車取得税に95%を乗じて得た額の70%が、市町村道の延長及び面積により按分され交付されます。

地方特例交付金・・・恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として、国から交付されます。

交通安全対策特別交付金・・・交通反則金等収入から事務費等を控除した額が、過去の死傷を伴う交通事故発生件数及び人口集中地区人口により按分され交付されます。

#### 地方交付税

地域によって地方税の収入額に差があるため、標準的な行政を行うための支出に比べて、地方税収入が不足する地方自治体に対し、その差額を埋めるために、国にいったん集めてから交付される税。国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合が地方交付税の総額となります。

各自治体の基準財政需要額(妥当な水準で行政を行うために必要な経費)と基準財政収入額(税等をどの程度確保できるか試算した額)を算定し、財源不足がある自治体は普通交付税として財源が補てんされます。

基準財政需要額 - 基準財政収入額 = 財源不足額 地方交付税(普通交付税)

基準財政需要額	
基準財政収入額	財源不足

また、特別交付税は普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対し交付されるものです。例として災害など突発的で全国的に影響が大きいものが対象とされます。

#### 国・県支出金

福祉、教育など市町村が行う事務で、国と地方公共団体が経費を負担しあって仕事をする場合に、国や県も責任を持っていたり、その事務を奨励するために、国・県から市町村に交付される負担金や補助金などをいいます。

#### 分担金・負担金

集落内整備事業などの事業に要する経費の全部または、一部をその事業の受益に応じて負担いただくものです。

#### 使用料・手数料

使用料とは、体育館や文化ホールなどの施設を使用した場合などに徴収する料金で、手数料とは、住民票や印鑑登録証明などの発行の際に要する経費など、提供するサービスに対して、その費用の償うため徴収する料金です。

#### 財産収入

市町が所有する財産に係る貸し付け、交換、売払いによって生ずる現金収入や、基金等の預貯金の利息収入があります。

#### 寄附金

市町に対して、無償で譲渡される金銭をいいます。

#### 繰入金

他の会計や基金から繰り入れられる資金をいい、歳入に不足を生じる場合においては、財政調整基金から繰り入れるなどして弾力的な財源の調整を行います。

#### 繰越金

繰越金とは、決算上の剰余金で翌年度の歳入に編入された金額をいいます。

#### 諸収入

諸収入とは、他の歳入科目に分類されない収入をいい、銀行を経由して中小企業者に貸し付けている貸付金の元利収入や税等の延滞金などがあります。

#### 地方債

地方債は、公共施設等の建設事業や災害復旧事業などの執行にあたり、資金を借り受ける借入金をいいます。また、国が政策的に行う減税等による税の減収の補てんや、地方交付税の不足分を市町の借入金で補てんする地方債もあります。

## 歳出

### 人件費

人件費に属するものとしては、議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金などがあります。

### 物件費

物件費とは、消耗品費、通信費、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費など、消費的性質の経費をいいます。

### 維持補修費

公共施設等を維持するために必要となる修繕費等の経費をいいます。ただし、増改築など大掛かりな経費は、投資的経費に含まれます。

### 扶助費

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法等に基づき、現金または物品の別を問わず直接支給される経費をいいます。

### 補助費等

各種団体等への負担金や補助金等が含まれます。東近江行政組合や愛知郡広域行政組合などの一部事務組合に対する負担金も含まれます。

### 投資的経費

道路、学校、庁舎など施設の新増設等の建設事業や、災害復旧のための経費をいいます。

### 公債費

公共施設等の建設事業や災害復旧事業などの執行にあたり、借り受けた地方債の元金および利子の償還額をいいます。

### 積立金

財政運営を計画的にするため、または財源の余裕がある場合において特定の支出目的のため、年度間の財源変動に備え、積み立てる金銭をいいます。

### 投資・出資・貸付金

投資及び出資金とは、契約等に基づき、公益法人等に対し市町が出資する経費をいい、貸付金とは、条例により団体や個人に貸し付けた経費をいいます。

### 繰出金

国民健康保険や介護保険などの特別会計や基金へ繰り出す経費をいいます。

## 国・県の財政支援制度の概要

### 普通交付税の算定の特例（合併算定替） 【国】

合併後 10 年間は、合併しなかった場合の別々の市町が存在するものとみなして計算した交付税額が保証されます。その後、新市で本来の水準まで交付額が低下しますが、5 ヶ年度の激変緩和措置を設け、段階的に低下するものとされています。

### 合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置（合併補正） 【国】

合併直後に必要となる臨時的な経費に対応するための財政措置。

$$\text{交付金額} = (\text{1 億円} + \text{5 千円} \times \text{合併後人口}) \times (1 + (\text{合併関係市町村数} - 2) / 4)$$

(固定経費) (合併後人口に応じた経費) (合併関係市町村補正)

ただし、東近江 1 市 4 町の合併と積算期間が重なることから、平成 18～21 年度においては、合併関係市町村数は 7 団体、平成 22 年度は 3 団体として積算が行われます。

### 特別交付税の措置（包括的支援分） 【国】

合併を機に行われる新たなまちづくりの財政需要に的確に対応するため交付される包括的な財政措置。

$$\text{交付金額} = (\text{4 億円} + \text{4 千円} \times \text{増加人口}) \times \text{補正係数}$$

1 年目：50% 2 年目：30% 3 年目：20%

ただし、東近江 1 市 4 町の合併と積算期間が重なることから、重複期間を考慮し追加して積算が行われます。

### 市町村合併支援特例交付金 【県】

合併に伴い発生する緊急の財政需要に対し、経費負担を軽減するとともに合併後の一体的なまちづくり等を支援するために交付されます。

追加交付金額 100,000 千円（5 年間毎年 20,000 千円）

### 合併特例債 【国】

新市まちづくり計画に基づいて行う次に掲げる事業のうち、特に必要と認められるものに要する経費について、合併特例債を活用することができます。

合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業  
合併後の市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業  
合併後の市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業

標準全体事業費（事業費の上限）

$$180 \text{ 億円} \times (\text{合併後人口} 114,395 \text{ 人} \div 10 \text{ 万人} \times 0.000 + 1.000) \times (\text{増加人口} 70,044 \text{ 人} \div 1 \text{ 万人} \times 0.083 + 1.250) \times 1.714 = 56,501,279 \text{ 千円}$$

- 東近江市 1 市 4 町合併分 33,423,395 円

= 1 市 2 町合併による追加額 23,077,884 千円（このうち 95% が特例債充当可能）

また、地域住民の連帯の強化または地域振興等に対する基金造成について、合併特例債を活用することができます。

標準基金規模（基金の上限）

$$3 \text{ 億円} \times (\text{合併市町村数} 7) + (1 \text{ 万人} \times \text{増加人口} 70,044 \text{ 人}) + (5 \text{ 千円} \times \text{合併後人口} 114,395 \text{ 人}) = 3,372,415 \text{ 千円}$$

上限の目安 1.5 倍 = 5,058,622 千円（40 億円が上限）

ただし、東近江市 1 市 4 町合併と積算期間が重なることから、標準基金規模の上限 40 億円から、東近江市 1 市 4 町合併分 3,325,380 千円（上限 1.5 倍）を差し引くと、1 市 2 町合併における追加額は 674,620 千円が上限となります。（このうち 95% が特例債充当可能）